歯科用ＴＤゼット・ゼリー	1ｇ	304.60
ジンジカインゲル20％	1ｇ	66.70
テトラサイクリン塩酸塩パスタ３％「昭和」	30mg1ｇ	228.70
テトラサイクリン・プレステロン歯科用軟膏	1ｇ	233.30
ネオザロカインパスタ	1ｇ	115.70
ハリケインゲル歯科用20％	1ｇ	66.70
ハリケインリキッド歯科用20％	1ｇ	66.70
ビーゾカイン歯科用ゼリー20％	1ｇ	66.70
ヒノポロン口腔用軟膏	1ｇ	172.70
プロネスパスタアロマ	1ｇ	88.30
ペリオクリン歯科用軟膏	10mg0.5ｇ1シリンジ	598.10
ペリオフィール歯科用軟膏2％	10mg0.5ｇ1シリンジ	399.50

外　用　薬(2)

デンターグル含嗽用散20mg／包	FRM20mg1包	20.40
ネオステリングリーンうがい液0.2％	1mL	5.40
ベンゼトニウム塩化物うがい液0.2％「ＫＹＳ」	1mL	4.80
リグロス歯科用液キット600μg	600μg1キット	20,670.90
リグロス歯科用液キット1200μg	1,200μg1キット	27,802.90

○厚生労働省告示第四十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

別表を次のように改める。

別表

Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001　腹膜透析液交換セット

⑴　交換キット	544円
⑵　回路	
①　Ｙセット	868円
②　ＡＰＤセット	5,370円
③　ＩＰＤセット	1,020円

002　在宅中心静脈栄養用輸液セット

⑴　本体	1,490円
⑵　付属品	
①　フーバー針	411円
②　輸液バッグ	406円

003　在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ

⑴　一般型	
①　カフ付き気管切開チューブ	
ア　カフ上部吸引機能あり	
ｉ　一重管	4,350円
ⅱ　二重管	5,870円
イ　カフ上部吸引機能なし	
ｉ　一重管	3,730円
ⅱ　二重管	6,030円
②　カフなし気管切開チューブ	4,120円
⑵　輪状甲状膜切開チューブ	3,750円
⑶　保持用気管切開チューブ	6,100円

004　在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

⑴　２管一般(Ⅰ)	229円
⑵　２管一般(Ⅱ)	
①　標準型	564円
②　閉鎖式導尿システム	633円
⑶　２管一般(Ⅲ)	
①　標準型	1,620円
②　閉鎖式導尿システム	1,690円
⑷　特定(Ⅰ)	748円
⑸　特定(Ⅱ)	2,050円

005　在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

⑴　経鼻用	
①　一般用	180円
②　乳幼児用	
ア　一般型	92円
イ　非ＤＥＨＰ型	144円
③　経腸栄養用	1,600円
④　特殊型	2,070円
⑵　腸瘻用	4,470円

006　在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。）

⑴　ダイアライザー	
①　Ⅰａ型（膜面積1.5㎡未満）	1,510円
②　Ⅰａ型（膜面積1.5㎡以上）	1,520円